

第 603 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 12 月 5 日（月）午後 1 時 29 分から午後 2 時 20 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（10 人）

1	稲村 耕一	-	-	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	-	-
-	-	-	-	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（3 人）

2	澤邊 治之	8	渡邊 和巳	10	森田 泰彰	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について

第 603 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 29 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 603 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、2 番 澤邊委員、8 番渡邊委員、10 番森田委員が欠席で、在籍委員 13 名中 10 名の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。やっと寒くなり始めましたが、寒さに対しての燃料費、各種資材費が高騰しており、経営を圧迫する要因になりますので、補助を期待するところです。それでは審議に入ります。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 603 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。3 番 鈴木委員、11 番 川口委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番ですが、担当の渡邊委員が本日休みですので、現地調査及び説明を事務局からお願いします。</p>

事務局（山口）	<p>議案第1号1番について、渡邊委員が欠席ですので事務局より説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。天羽小学校より南東の方向600m付近に位置する農地で、土地改良事業が行われた耕作条件が整った場所です。</p> <p>担当委員より、申請地を確認し問題は無いとの報告を受けております。義務者は、高齢による労働力不足により、一部農地を貸付けておりましたが、今回、申請地近くに自作地があり、耕作に便利であった権利者と合意が得られたことから規模拡大を目的とする、売買による所有権移転の申請に及んだものであります。営農計画は、水稻の栽培を予定しております。申請地は農振農用地区域内農地であり、合計面積7,245㎡、権利者の耕作面積は92,573.38㎡、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって、議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、1番 稲村委員、お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第1号2番について、申請地を12月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市役所より北西の方向800m～1000m付近に位置する農地です。</p> <p>義務者は、相続により農地を取得しましたが、農業経験も少なく農</p>

	<p>機具も所有していないことから、耕作を委託しておりました。今後も耕作を行うことが難しいことから、売却を考え、購入者を探していたところ、規模拡大を目指していた権利者と合意が得られたので、売買による所有権移転の申請となったものです。申請地に田が含まれておりますが、畑として利用する営農計画となっております。果樹・芋類等の栽培を予定しております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。申請地は、相続により取得した農地ですが、今後も耕作を行うことが出来ないため処分するものであり。規模拡大を目指していた権利者へ売買することで話がまとまり本申請となったものであります。申請地は農振農用地区域内農地であり、合計面積 4,650 m²、権利者の耕作面積は 6,595 m²、農用地区域の農地を取得する場合の下限面積 5,000 m²を超えているため、基準を満たしております。また、権利者の住所地は神奈川県横浜市となっておりますが、8年程前から西川へ移住し、農地を取得しながら畑作による規模拡大を図っております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって、議案第1号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号3番4番につきまして、こちらの権利者は同一となっておりますので、一括で審議のうえ個別に採決することに、ご異議ございませんでしょうか。（異議なしの声）ご異議なしということで、議案第1号3番4番を一括審議、個別採決とさせていただきます。</p>

<p>佐久間委員</p>	<p>それではこちらの担当委員の現地調査及び説明を、5番 佐久間委員、お願いします。</p> <p>議案第1号3番4番について、申請地を12月3日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。県道上畑湊線、通称もみじロードと県道鴨川保田線、通称長狭街道の接点より南の方向100m付近に位置する農地であります。</p> <p>何れの義務者も相続で得た農地ですが、居住地からも遠く管理・耕作が困難なため売却するものであり、以前から権利者が耕作しているとのことで、立地条件も良く、権利者の規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、水稻栽培を計画しております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足をさせていただきます。いずれの義務者も相続により取得した農地ではありますが、遠方であることから維持管理が困難なことから、数年前より本申請地近くに住む権利者をお願いしておりました。今般、売却を申し入れたところ、自宅から近く耕作に便利であることから、買い受けるため本申請に及んだものであります。申請地は、農振農用地区域外農地であり合計4筆3,200㎡、権利者の耕作面積は12,475㎡、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>では、議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号3番は承</p>

	<p>認されました。</p> <p>続いて、議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号5番につきまして、担当の森田委員が本日欠席なので、現地調査及び説明を事務局からお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>議案第1号5番について、森田委員が欠席ですので事務局より説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。富津公民館より東の方向800m～1300m付近に位置する農地であります。担当委員より申請地を12月2日確認し、問題は無いとの報告を受けております。</p> <p>義務者は相続で取得しましたが、農業経験がなく又住居からも遠いため管理を行くこともできず休耕中の農地であります。将来耕作を行うことが不可能なため売却先を探していたところ、申請地の近くの権利者と合意が得られことから、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、露地野菜の栽培を計画しております。申請地は農振農用地区域農地を含む合計3筆1,107㎡、権利者の耕作面積は35,360㎡、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題は無いと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p> <p>議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号5番は承認されました。</p>

議長	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、12番鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第2号1番について申請地を12月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北の方向約1.5kmに位置する農地であります。</p> <p>専用住宅用地として現在転用申請をしている隣接地の転用工事に伴い、仮設の進入路として利用するため、農地の一時転用を申請することとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則として転用許可をすることができませんが、千葉県農地転用関係事務指針における農地の区分に応じた許可基準において、◎(ア)仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業(一時転用)で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが認められること、および(イ)市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。これらに該当する場合、例外的に許可し得るとしてあります。造成は、機械を入れるため一部に鉄板敷きをし、埋め立て等はありません。また、用水の引き込みは無く、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。進入路として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも12番鈴木伸江委員、お願いします。</p>
鈴木伸江委員	<p>議案第2号2番について申請地を12月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津市役所より南東の方向約550mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、同一農地内で収穫をしたマンゴーおよび野菜の6次産業化のため、追熟庫や調理施設が必要となり、また、障害者福祉事業を当該農地で行っていることから、トイレおよび休憩所の設置も併せて必要となったことから、農地転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は、現状のまま使用し、埋め立て等はありません。また、用水は上水道および井戸から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、雨水とともに道路側溝に放流します。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。調理施設、追熟庫、休憩所として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全</p>

<p>議長</p>	<p>て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号3番ですが、担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第2号3番について申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JAきみつ大佐和支店より北の方向約150mに位置する農地であります。申請地は、平成29年2月6日付けで千葉県の一時的転用の許可を受け、令和2年2月7日付けで許可の更新をしております。今回は、更新後の許可期限の3年を迎えますので、改めて一時的転用の許可を受け、営農型発電事業を継続するため申請するものです。農地の管理は問題ないと思われまます。</p> <p>それでは、事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。本件は、営農型太陽光発電に係る一時的転用の期間満了に伴い、事業継続のために新規に一時的転用の申請をするものです。農地区分、立地基準、一般基準については、千葉県の許可を受け、また土地利用についても申請時に添付された土地利用計画のとおりでありましたので問題ありません。なお、営農型太陽光発電事業の許可にあたり、収穫量等の作物の生育への影響が軽微であることがありますが、本件は許可を受けた計画のとおり、みかんの苗木を定植しており、今後も継続して確認していくこととなります。以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第2号3番は承認されました。</p> <p>【議案第3号】</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番につきまして、担当の森田委員が欠席のため、現地調査及び説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>議案第3号1番について、事務局から説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津小学校より南東の方向約1.1kmに位置する農地であります。権利者の現在の駐車スペースが現在1台分しかなく、家族・来客の車の駐車に不便があることから、隣接地である本件土地を共有で取得し、駐車場として利用するため所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち</p>

	<p>切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号1番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号2番につきまして、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第3号2番について、申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。君津商業高校より南の方向約200mに位置する農地であります。権利者は申請地の近隣に居住していますが、現在の居住地の地盤が軟弱であり、震災の被害を受ける可能性があることから、地盤の良い申請地で新築の住宅を建てるため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺が住宅地になっている農地であり、周りに影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>それでは、事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、道路側溝に放流します。雨水については自然浸透としています。資金については、借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

	<p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号2番は承認されました</p>
議長	<p>続いて、議案第3号3番につきまして、事前に本日都合のつかなかつた澤邊委員からの依頼で私が担当しますので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第3号3番について、申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧佐貫中学校より西の方向約200mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、周囲に高い建物や樹木が無く、陽当たりがよいため太陽光発電施設の設置に適しており、また義務者は現在会社員として勤めていることから、農業の継続や自己保全管理も困難であるため、太陽光発電施設として所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>それでは、事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

	<p>(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号4番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、4番 山崎委員からお願いします。</p>
山崎委員	<p>議案第3号4番について、申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。湊小学校より北東の方向約650mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、結婚・独立を考えて住宅建築を考えていたところ、申請地が権利者の親の居住地の近くであり、将来的に親の面倒を見るのにも適していたため、住宅用地として所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの山崎委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由し、道路側溝に放流します。雨水については自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

	<p>(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号5番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、13番 小柴委員、お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第3号5番について、申請地を12月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。市民の森管理棟より東の方向約300mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、近接地で貸しボート場を営んでいますが、閑散期のボートの保管場所が不足しており、ボート置場として利用するため、使用貸借権設定を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。ボート置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号5番は承認されました。</p>

議長	<p>続いて、議案第3号6番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、こちらも13番 小柴委員、お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第3号6番について、申請地を12月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。先ほどの5番とほぼ同じ位置の農地であります。権利者は、近接地で貸しポート場を営んでいますが、繁忙期の駐車スペースが不足していることから、駐車場として利用するため、使用貸借権設定を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第3号6番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号7番につきまして、担当委員の現地調査及び説明</p>

川口委員	<p>を、11番 川口委員、お願いします。</p> <p>議案第3号7番について、申請地を12月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。竹岡インターチェンジより南の方向約2.6kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は近年でのキャンプ場需要の高まりからキャンプ場の経営に参画すべく、適した土地を探していたところ、高速のインターチェンジにも近く、周囲が自然豊かな申請地がキャンプ場用地に適していると考え、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は市給水管から引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し市道側溝およびU字溝に排水します。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。キャンプ場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第3号7番は承認されました。</p>

議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番2番、4番5番が専用住宅として所有権移転するもので、面積は1番が440㎡、2番が315㎡、4番が408㎡、5番が392㎡、3番は駐車場として所有権移転するもので、が26㎡です。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし）</p> <p>事務局から何かありますか。（法律改正（下限面積撤廃）についてのお知らせ）</p>
会長	<p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第603回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は1月6日金曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後2時20分</p>